

公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務  
提案書作成要領

1. 業務名称

公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務

2. 業務委託期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）【予定】

3. 担当課

〒591-8025 堺市北区長曾根町183-5

公益財団法人堺市産業振興センター

総務課 担当：菊井、三瀬

TEL 072-255-3311 / FAX 072-255-5200

E-MAIL soumu@sakai-ipc.jp

4. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。

(2) 公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務参加申込書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。  
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(3) 公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務参加申込書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしてい

- ない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者
- (6) 公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

## 5. 日程

公募開始日	令和7年2月14日（金）
参加申込書等締切日	令和7年2月28日（金）
質疑受付締切日	令和7年2月28日（金）
質疑回答日	令和7年3月7日（金）
参加資格確認結果通知日	令和7年3月7日（金）
企画提案書等提出締切日	令和7年3月14日（金）
辞退届締切日	令和7年3月14日（金）
審査（プレゼンテーション実施日）	令和7年3月26日（水）予定
選考結果の通知日・優先交渉権者決定	令和7年3月31日（月）予定

※本業務についての説明会を実施する予定はない。

## 6. 応募書類の配布

当センターホームページからダウンロードする。

※公益財団法人堺市産業振興センターホームページ

<https://sakai-ipc.jp/index.html>

## 7. 提出書類

### (1) プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、下記の通り提出すること。

#### ① 提出書類

下記(b)(c)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

(a) 『公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務参加申込書【様式2】』

(b) 法人市民税の納税証明書

直近3か月以内、提出部数は1部とする。（個人の場合は市民税。写し可）

(c) 国税の納税証明書

提出部数は1部とする。（法人はその3の3、個人はその3の2を必ず添付する）

こと。写し可) 直近3か月以内。

(d) 『公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務事業者調査【様式3-1】／受注実績調書【様式3-2】／業務実施体制調書【様式3-3】』

(e) 『公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務誓約書【様式6】』

② 提出期限

令和7年2月28日(金) 午後5時まで

③ 提出先

公益財団法人堺市産業振興センター 総務課 菊井・三瀬まで

④ 提出方法

直接持参または郵送(簡易書留)とする。

●持参の場合

上記提出期限までの午前9時から午後5時まで

(休憩時間12時～12時45分、土曜、日曜、祝日を除く)に持参すること。

●郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。

なお、郵送で提出した旨を担当課まで電話連絡し到達確認をすること。

※前記4のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加申込書を提出した事業者に対しては、参加の可否を令和7年3月7日(金)ごろに通知する。

(2) 企画提案書等の提出

別紙『公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務仕様書』及び『公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアルコンセプト』に基づき、下記項目について提案の作成と提出をすること。

① 企画提案書

(a) 提案項目

I テーマや方向性

II サイト構成案

III デザイン案(PC案とスマートフォン案)

・トップページのデザインカンプ

・第2階層のデザインカンプ

「経営相談」、「エキスパート派遣事業」、「貸会場(施設紹介)」、「福利厚生サービス」

IV CMS導入案

・CMS機能についての詳細

V 技術的要件・システム構成

・サーバの基本構成

- ・セキュリティ対策
  - ・システムの監視・障害対応
  - ・バックアップ体制（日次最低3世代）
- ※【別紙1・2・3】を契約締結以降に提出のこと

VI SEO対策の手順と実績

VII 業務実施スケジュール

契約締結から本番運用開始までの工程表

VIII 業務受注実績

【様式3-2】に記入のこと

IX 業務実施体制

【様式3-3】に記入のこと

(b)規格

提案書はA4判とし、片面印刷とする。視認性に問題がある場合はA3判も可だがZ折りとする。文字その他に関しては11ポイント以上とすること。

(c)提出部数

企画提案書7部（正1部、副6部）

- ・正1部は、『提案書表紙、企画提案書の概要【様式1】』を記載のうえ、表紙に添付すること。
- ・副6部は、貴社名、代表者職氏名が無記載の審査用のもの。提案者が判別できれば失格となる場合があるので十分確認すること。

②費用見積書

(a)項目

見積項目については「8. 見積項目」を参考に積算すること。

(b)規格

見積書はA4判とし、片面印刷とする。横書き、左綴じであること。

- ・積算の内訳が判別できるように、詳細な項目ごとに価格（税抜）を記載する。
- ・総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、最後にそれらの合計金額を明記すること。
- ・消費税及び地方消費税額においては、10%の税額にて見積を行うこと。

(c)宛名等

宛名等は下記のとおり記載すること。

- ・宛名 公益財団法人堺市産業振興センター理事長
- ・表題 公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務
- ・見積年月日

(d)提案上限額

見積書の提案上限金額は金9,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。また、上限金額を超える提案があった場合は失格とする。

8. 見積項目

次の区分ごとに見積額を記載すること。

① ホームページリニューアル費用

・令和8年3月31日までの費用

② ホームページ運用保守費用

・令和8年4月1日からの、各システムの導入から5年間分の概算を記載すること  
(但し、提案上限金額の9,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)には含まない。)

③ その他費用

・項目別に記載すること。

④ 総額費用

・積算の内訳が判別できるように、総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、最後にそれらの合計金額を明記すること。  
・受託候補者選定後、提示金額の範囲内で当該業務を発注するものとする。

9. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、『公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務質問書【様式4】』を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年2月28日(金)午後5時まで

以後は一切受け付けない。

(2) 提出先

前記3. 担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先までFAXまたは電子メールにて送信のこと。

なお、前記3. 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

10. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、参加を辞退する場合は、『プロポーザル参加辞退届【様式5】』を提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退は原則として認められないが、下記提出先の担当に連絡すること。辞退するに至った事情等により取扱いを決定する。

(1) 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時まで

(2) 提出先

前記3. 担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

●持参の場合

上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(休憩時間12時～12時45分土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

●郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記3. 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

## 1.1. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさない場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 1.2. 企画提出書等の審査

(1) 審査方法

- ① 提出書類は当センターが実施する公益財団法人堺市産業振興センター ホームページリニューアル業務委託事業者選定委員会において審査し、総合的に判断して最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ② プレゼンテーション審査は令和7年3月26日（水）に実施予定。日時等詳細については別途連絡を行う（当センターにて実施予定）。審査内容、結果についての異議は認めない。

(2) 審査結果

審査の結果は採否に関わらず令和7年3月31日（月）頃に通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適したものを契約の相手方として優先交渉権者として決定する。ただし、選定委員会の審査の結果によっては、優先交渉権者の決定を行わないこともある。また、審査対象者が1者の場合は、審査内容を基に選定する。

### 1.3. 契約の締結

#### (1) 契約者の決定

- ① 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和7年4月11日（金）までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- ② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行う。成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

#### (2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

なお、本業務においては、消費税（地方消費税含む）額は、10%の税額にて契約を行う。

#### (3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし利子は付さない）。なお、以下に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- ① 保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- ② 過去2年間に、国や地方公共団体または公的機関と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

### 1.4. その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には当センターで定めた保存年限満了後、当センターの責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いものは提案しないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、当センターは一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。